

【山形県立学校の入学者選抜手数料及び入学料の免除に関するQ & A】

入学者選抜手数料の免除関係（県立中学校、県立高等学校）

（問1）対象者の要件と申請時に必要となる添付書類についておしえてください

（答）

対象者の要件は、次の表の(1)又は(2)に該当する場合で、それぞれの要件ごとに必要となる添付書類は、表の右側に記載しているとおりとなります。

要 件	添 付 書 類
(1) 東日本大震災により居住する家屋に被害が生じたことを市町村長が証明する者	罹災証明書の写し 住民票の写し等（※上記証明書に申請者が未記載の場合に添付。申請者と当該証明書に記載されている者が、同一世帯員であると確認できるもの。）
(2) (1)以外で、平成23年3月11日時点で福島県内に居住していた者であって、東日本大震災により山形県内に避難している者	罹災証明書（家屋被害以外を証明するもの）の写し又は被災証明書の写し 住民票の写し等（※同上）

（問2）添付書類について詳しくおしえてください

（答）

要件(1)に該当する場合は、東日本大震災により申請者が居住していた家屋に被害が生じたことを証明する罹災証明書の写しを添付してください。証明書に申請者の氏名が記載されていない場合は、申請者と当該証明書に記載されている者が同一世帯員であると確認できる住民票の写し等も併せて添付願います。

要件(2)に該当する場合は、申請者が福島県内に居住していたことを確認できる罹災証明書（家屋被害以外を証明するもの）の写し又は被災証明書の写しを添付してください。証明書に申請者の氏名が記載されていない場合は、申請者と当該証明書に記載されている者が同一世帯員であると確認できる住民票の写し等も併せて添付願います。

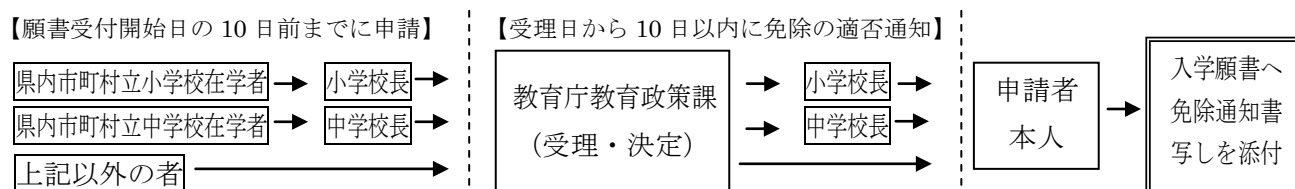
(問3) 申請書は、いつまで誰に提出すればよいのですか

(答)

申請者が山形県内の市町村立小・中学校に在学している場合は当該小・中学校を経由し、それ以外の場合は直接、山形県教育庁教育政策課予算担当あてに入学願書受付開始日の10日前までに必着で、提出(郵送)してください。

なお、手続きに関する全体の流れは次のとおりとなります。

<手順フロー>



(問4) 免除申請書の避難事由欄には、具体的にどのようなことを記入すればよいのですか

(答)

申請書中、免除事由が(2)に該当する場合は、福島県から山形県内への避難事由について「放射線による健康被害が懸念されるため」等、具体的に記入願います。

(問5) 入学者選抜手数料の免除は、具体的にどのようになされるのですか

(答)

申請書を受理してから原則として10日以内に、申請者が山形県内の市町村立小・中学校に在学している場合は当該小・中学校を経由し、それ以外の場合は直接、免除の適否について申請者本人に通知しますので、免除が認められた方につきましては、入学願書への山形県収入証紙の貼付(=入学者選抜手数料)に代えて通知書の写しを添付願います。

なお、山形県立高等学校に入学する方は、入学する際の入学料免除申請においても通知が必要となりますので、紛失等しないように保管いただきますようお願いいたします。

(問6) 免除の要件に該当していたが入学者選抜手数料を支払ってしまった場合はどうなるのですか

(答)

生徒本人からの請求に応じて還付しますので、具体的な手続きにつきましては、山形県教育庁教育政策課予算担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

入学料の免除関係（県立高等学校）

（問 1）対象者の要件と申請時に必要となる添付書類についておしえてください

（答）

対象者の要件は、次の表の(1)、(2)又は(3)に該当する場合で、それぞれの要件ごとに必要となる添付書類は、表の右側に記載しているとおりとなります。

要 件	添 付 書 類
(1) 入学者選抜手数料の免除が認められた者	入学者選抜手数料免除通知書の写し
(2) (1)以外で、東日本大震災により居住する家屋に被害が生じたことを市町村長が証明する者	罹災証明書の写し 住民票の写し等（※上記証明書に申請者が未記載の場合に添付。申請者と当該証明書に記載されている者が、同一世帯員であると確認できるもの。）
(3) (1)及び(2)以外で、平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県内に居住していた者であって、東日本大震災により山形県内に避難している者	罹災証明書（家屋被害以外を証明するもの）の写し又は被災証明書の写し 住民票の写し等（※同上）

（問 2）添付書類について詳しくおしえてください

（答）

要件(1)に該当する場合は、入学者選抜手数料免除通知書の写しを添付願います。

要件(2)に該当する場合は、東日本大震災により申請者が居住していた家屋に被害が生じたことを証明する罹災証明書の写しを添付してください。証明書に申請者の氏名が記載されていない場合は、申請者と当該証明書に記載されている者が同一世帯員であると確認できる住民票の写し等も併せて添付願います。

要件(3)に該当する場合は、申請者が福島県内に居住していたことを確認できる罹災証明書（家屋被害以外を証明するもの）の写し又は被災証明書の写しを添付してください。証明書に申請者の氏名が記載されていない場合は、申請者と当該証明書に記載されている者が同一世帯員であると確認できる住民票の写し等も併せて添付願います。

(問3) 申請書は、いつまで誰に提出すればよいのですか

(答)

申請者が入学の許可を受けた高等学校を經由し、山形県教育庁教育政策課予算担当あてに入学許可日から10日以内に提出してください。

なお、手続きに関する全体の流れは次のとおりとなります。

<手順フロー>

【入学許可日から10日以内に申請】

入学の許可を受けた者

→ 高等学校長

【受理日から10日以内に免除の適否通知】

教育庁教育政策課
(受理・決定)

→ 高等学校長

→ 申請者
本人

→ 誓約書へ
免除通知書
写しを添付

(問4) 免除申請書の避難事由欄には、具体的にどのようなことを記入すればよいのですか

(答)

申請書中、免除事由が(3)に該当する場合は、福島県から山形県内への避難事由について「放射線による健康被害が懸念されるため」等、具体的に記入願います。

(問5) 入学料の免除は、具体的にどのようになされるのですか

(答)

申請書を受理してから原則として10日以内に、申請者が山形県内の市町村立中学校に在学している場合は当該中学校を經由し、それ以外の場合は直接、免除の適否について申請者本人に通知しますので、免除が認められた方につきましては、誓約書への山形県収入証紙の貼付(=入学料)に代えて通知書の写しを添付願います。

(問6) 免除の要件に該当していたが入学料を支払ってしまった場合はどうなるのですか

(答)

生徒本人からの請求に応じて還付しますので、具体的な手続きにつきましては、山形県教育庁教育政策課予算担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。